

(報道資料)

事業者によるダイオキシン類の測定結果について

平成17年6月3日
奈良市企画部環境保全課対策係
0742-34-1111 (内線2232)

ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づき、廃棄物焼却炉などの特定施設を設置する事業者が排出ガス等に含まれるダイオキシン類による汚染の状況について毎年1回以上測定した結果については、市長に報告し、市長がその結果を公表することとなっています。

平成16年度中に市に報告のあった事業者によるダイオキシン類の測定結果は、次のとおりです。

【概要】

- 平成17年3月末現在で、排出ガスの設置者による測定を義務付けられている事業所数は10事業所であり、うち測定を実施したのは8事業所(80%)、未測定のもの2事業所であった。なお、排出水の設置者による測定が義務付けられている事業所は市内にはない。
- 測定結果は、廃棄物焼却炉からの排出ガスで平均0.53ng-TEQ/m³、最大2.7ng-TEQ/m³であった。これらの結果から、測定を実施したすべての事業所での排出ガスについて、基準を下回っていた。

【測定結果】

1. 排出ガス

種類	測定対象 事業所数	測定 事業所数	測定値			排出 基準
			報告事業所数	平均値	濃度範囲	
廃棄物焼却炉	10	8	8	0.53	0~2.7	【参考】

2. ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

種類	測定対象 事業所数	測定 事業所数	測定値			排出 基準
			報告事業所数	平均値	濃度範囲	
ばいじん	9	7	7	0.59	0.000020~2.7	【参考】
焼却灰等	10	8	8	0.047	0.00000022~0.18	

【 参考 】

1 . 排出ガスの排出基準

単位：ng-TEQ / m³

特定施設の種類	施設規模 (焼却能力)	新設する施設 の排出基準	既に設置している施設の 排出基準
			H14.12.1~
廃棄物焼却炉 (焼却能力50kg / 時以上)	4t / 時以上	0.1	1
	2 ~ 4t / 時	1	5
	2t / 時未満	5	10

2 . ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分基準

単位：ng-TEQ / g

区 分	新設する施設の処分基準	既に設置している施設の処分基準
		H14.12.1~
ばいじん	3	3
焼却灰その他の燃え殻		

(注) 既設焼却炉において、セメント固化、薬剤処理、酸抽出処理により処分する場合には、基準は適用されない。